

ユナイテッド不当解雇撤回!

成田空港情宣行動

9月26日 14時30分

成田空港第1ターミナル

南ウイング第3サテライト31番ゲート手前

◆成田ベース閉鎖に抗議連帯して闘います (吉良紀子)

労働運動委員会ニュース

No. 275 2020年9月23日

発行責任者 宮川 敏一
東京都千代田区神田神保町 2-10 三辰工業ビル 3階
TEL (03) 6380-9960 FAX (03) 6380-9963
E-mail miyakawa@sinsyakai.or.jp

コロナ禍で外国人労働者の生活不安に 대응する スクラムユニオンひろしまの労働相談

新型コロナウイルスの影響による解雇や雇い止めに歯止めがかからない。厚労省の発表でさえ5万3千人(実際は7倍に)を超えた。その中でも外国人労働者の解雇・雇い止めは深刻だ。スクラムユニオンひろしまは、中国地域での労働相談を集中的に取り組み、外国人労働者の生活不安に 대응している。

【広島発】スクラムユニオンひろしま定期大会から1か月経ち、8月2日、定例執行委員会を開催した。コロナ禍による労働者の環境は、ますます

悪化している。暑くなっても、休んでいる暇はない。スクラムユニオンの高齢化も問題となっていて、若手の育成が今年の課題としている。

岡山で派遣社員として働く方の相談に行ってきた。休業状態が長く続いていて、今後の生活が不安なようだ。やさしい日本語によるセーフティネット情報をもっと必要だと感じている。その後、美咲町で技能実習をしている方を訪問した。こちらは特定活動に切り替えができて、当面は心配なさそうだ。

9月18日、島根県出雲市にて、ブラジル人分会の執行委員会を開いた。自分たちの「労働者としての権利」について学んだ。地域に根付いて生活していく自信をつけている。ブラジル人集住地域は、全国でも数えるほどになっているが、ここ島根県出雲市に



ブラジル人分会執行委員会 出雲市で

はコミュニケーションが形成されているのがわかる。

9月19日に引き続き、出雲市においてブラジル人のための「労働相談会」を実施した。様々な問題を抱えた労働者

「戦争法5年」に抗議

19日行動の国会で一人スタンディング

山下慶喜さん(大阪茨木市)は、さよなら原発首都圏集会(18日・日比谷野音集会)に大阪から駆けつけた。

翌日の「国会19日行動」は帰阪で参加できなかったが、5年前の戦争法案では、抗議する国会周回ランをした。また、今年の5月12日にも「検察庁法改正」に抗議する国会周回ランをした。

が、やって来る。一つひとつの案件に真摯に取り組み、話を聞き、解決に向けての議論ができた。21日も、「さんぴー」の出雲で相談会を開いた。

「怒りの戦争法採決」から5年。当時は、多くの民が国会前に集まり声を上げた。今回の「19日行動」は、予定もあり、集会開催前の午前中に国会正門前に向いた。パネルを掲げて抗議されている方や集会に備えてスピーカーの設置の皆さんと交流した」とコメントが届いた。



19日午前中の国会正門前で



19日15時、上記と同じ場所で

JAL早期解決を迫る 羽田アピール 争議解決する気はあるのか?!

9月22日、12時から羽田第1ターミナル8番バス停周辺にJAL争議団をはじめ支援者204名が集まり、「早期解決を迫る羽田アピール」(主催・JAL不当解雇撤回国民支援共闘会議)が行われた。新社会党も組織的に支援の輪に加わった。

この間のJAL争議は、特別協議開始から2年4ヶ月、特別協議は14回を重ねた。乗員・客乗両組合に提案されて

いるのは、「地上職を希望する人には職場を探す」。そんなもので、全面解決にならない。「雇用維持は絶対条件だ！」(5月21日の経営協議会で赤坂社長発言)をJALは重く受け止めていない。会社に社員の信頼が無くなっていく。10年前も解雇しないと約束して、解雇を強行した。「また、コロナ解雇するので、は」の不安が職場を支配する。



コロナ禍で、飛行機の減便、空港利用者が大幅に減っていたが、この4連休は普段に戻ったように空港ロビーは、大変な人混みになっていた。到着フロアの8番バス停周辺は、およそ200mも横並び隊列が伸びた。横断幕、

ボードなどを掲げ、対面する道路にも支援団体ののぼり旗と主体となるJAL争議団が、大型ボードや横幕を掲げた。1時間のスタンディングアピールは、争議団、支援者で成果の共有ができた。

井関20条裁判 上告弁論の行方は 郵政・メトロ・大阪医科大の判決が影響

9月20日、えひめユニオンの定期大会が開かれた。ユニオン結成20周年の記念講演として、ソフィオ法律事務所の三輪晃義弁護士に講演をお願いした。

えひめユニオン井関分会は、労契法20条裁判で松山地裁、高松高裁で格差を認める不当判決を受けた。



昨年7月、高松高裁判決に臨む原告団

「賞与は賃金の後払い」だと繰り返して主張してきたが、地位確認と賞与を求めた控訴審(19年7月4日・高松高裁)は、同一労働・同一賃金を認めない不当判決になった。会社は3年以上も団体交渉を拒否を続け、裁判の不当判決に組合員・原告は怒りに耐えなると上告を決意した。

最高裁への上告受理申し立ては、昨年7月に提出をしいる。三輪弁護士によると、高裁の判断を維持する場合は弁論をせずに判決もあると話された。

その意味で、最高裁が労契法20条判決をする10月13日(郵政)、15日(メトロコマース・大坂医科薬科大)の判決次第で、井関20条裁判の判決も同時に出る可能性があるかと付け加えた。そうならない場合は、弁論に入ることになる。えひめユニオンは、「弁論を進め、賞与の格差を解消する判決を勝ち取りたい」と強い思いのコメントをした。